

令和 8 年度 湯梨浜町会計年度任用職員募集要領

児童（生徒）支援員

（令和 8 年 1 0 月 1 日採用予定）

1. 受付期間及び申込方法

（1）受付期間 令和 8 年 8 月 2 7 日（木）午前 9 時から 9 月 1 5 日（火）午後 5 時まで

（2）申込方法 原則 インターネットによる申込

※町ホームページ 職員採用情報等ページ内リンク（パブリックコネクト）から画面の指示に従って申し込みを行ってください。申込には、会員登録（無料）及びエントリー項目の入力が必要です。

※インターネットによる申込が困難な場合は「湯梨浜町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、総務課人事給与係へ郵送又は持参により提出してください。

2. 募集職種、応募条件、採用予定員数

職種	応募条件	採用予定者数
児童（生徒）支援員	学校教育に理解と意欲を持つ人	1 名

※年齢、性別は問いません。

※教員免許を有する人を優先します。

※地方公務員法第 1 6 条各号に該当する人は受験することができません。

- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※日本国籍を有しない人については、活動の制限のない在留の資格を取得している人又は採用日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

3. 職務内容、勤務場所、勤務時間

職 務 内 容	児童（生徒）に対する学習活動の支援など
勤 務 場 所	湯梨浜中学校 （ 湯梨浜町大字長江 5 1 番地 ）
勤務時間等	原則として、週 37.5 時間 （月曜日～金曜日の午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分の中で調整） ※学校の長期休業期間中は、原則として勤務はありません。

4. 任用期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

※従事する業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります。ただし、採用日から3年を経過する年度末までが再度任用の限度となります。(令和8年10月1日採用の場合、最長で令和11年3月31日まで。その後も業務が継続される場合は、再度採用試験を実施します。)

5. 試験の内容、日時、場所

【内容】面接による口述試験

※応募者に対し面接試験を実施し、得点の高い順に合格者を決定します。なお、面接試験には一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、合格者なしとなる場合があります。

【日時】9月17日(木)午後3時～

【場所】湯梨浜町役場 会議室(湯梨浜町大字久留19番地1)

【試験結果及び採用】

選考の結果は、面接後10日以内に受験者全員に通知します。合格者は令和8年10月1日付で湯梨浜町会計年度任用職員として採用となります。また、地方公務員法の規定により、採用はすべて条件付とし、採用後1箇月の勤務成績が良好であった場合、湯梨浜町会計年度任用職員に正式採用となります。

6. 給与等

給与	月額 193,800 円を基準として、会計年度任用職員の経験年数に応じた加算や、長期休業中の勤務しない日の調整があります。
諸手当	【通勤手当】通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 【期末手当】基礎額(給料月額)の2.525月分(6月期・12月期各1.2625月分) 【勤勉手当】基礎額(給料月額)の2.125月分(6月期・12月期各1.0625月分) ※期末手当、勤勉手当は在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 【時間外勤務手当】
休日	原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) ※配属先によって、休日の設定が異なる場合があります。
休暇	【年次有給休暇】 初年度は5日付与。勤続年数に応じて付与日数は変わります(最大20日)。 ※残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰越 【特別休暇】 夏季休暇、病気、結婚、不妊治療、妊婦健診、産前産後、出産、育児参加、子の看護、介護、忌引き その他特別休暇

福 利 厚 生	健康保険、年金、雇用保険 労災保険
------------	----------------------

※上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正があった場合はそれによります。

※自家用車通勤で町有地等に駐車する場合は、月 1,500 円（変更になる場合があります）を徴収します。

※給食費として一食あたり 405 円（変更になる場合があります）を徴収します。

7. その他

（１）受験にあたっては、資格証等の写しをご提出ください。

※教員免許を有する場合のみ。試験当日に受付に提出または事前送付

（２）この試験により収集した個人情報、採用手続き以外には使用しません。

（３）申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（４）申込内容に虚偽等があった場合、受験が無効となる場合があります。

8. 特記事項

- ・本業務に従事するにあたっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の 1 つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

9. 問い合わせ先

湯梨浜町役場総務課人事給与係

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19-1

電話 0858-35-3112